

2023年度 第7回 研究助成募集要項

一般財団法人サムコ科学技術振興財団

目的及び研究領域	<p>【目的】薄膜・表面・界面に関する科学技術の発展に貢献する独創的な研究を助成することを目的とする。</p> <p>【研究領域】下記の4領域を優先する。</p> <p>①材料科学、②ライフサイエンス、③環境・エネルギー工学、及び④プラズマ工学</p>
応募の資格及び条件	<p>(1) 大学等高等教育機関、公的研究機関に属する者。</p> <p>(2) 所属長の推薦があり、かつ所属機関長の承認を得ていること。</p> <p>(3) 募集期間締切時の年齢が45歳以下である若手研究者とする。</p> <p>(4) 研究期間は原則として1年とする。但し2年を上限に継続した研究にも助成を行うことがある。</p> <p>(5) 同一研究課題での応募回数は2回を上限とする。</p> <p>(6) 助成研究期間終了後6ヶ月以内(2025年3月末迄)に最終報告書及び助成金使途の内容を証明する書類(領収書等)を提出することが可能な者。</p>
助成金額及び件数	1件 200万円(7件程度)
選考基準(概要)	<p>(1) 研究内容の独創性・発想の独自性・新規性。</p> <p>(2) 助成目的に適合し、実施計画の妥当性。</p> <p>(3) 研究成果の将来的な科学技術の進歩と社会の発展への貢献度。</p>
助成採択後の要請	<p>(1) 研究の成果並びに会計報告について助成研究期間終了後6ヶ月以内に最終報告書及び助成金使途の内容を証明する書類(領収書等)を提出すること。(但し研究が2カ年に亘る場合は1年経過時に「中間報告書」を提出すること)</p> <p>(2) 必要に応じて財団から研究の実施状況について報告を求められた場合は、迅速に対応すること。</p> <p>(3) 実施計画に変更を生じた場合は遅滞なく報告すること。</p>
応募の方法	<p>(1) 財団所定の「研究助成申請書」及び推薦状をE-Mailの添付書類として申請。(推薦状は「.pdf」で添付)</p> <p>(2) 「研究助成申請書」及び推薦状の原本を事務局宛に郵送。事務局への到着をもって応募受付とする。</p>
募集の期限	2023年2月1日から2023年3月15日(必着)
申請書の提出先	〒612-8443 京都市伏見区竹田藁屋町36番地 サムコ株式会社内 一般財団法人サムコ科学技術振興財団 事務局 TEL: 075-621-0711(代) FAX: 075-621-0936 E-Mail: samco-stf@samco.co.jp
審査	財団の選考委員会で決定し、理事会で承認
決定の通知	2023年7月末日迄に決定し、本人宛にメールにて通知する。
助成金の交付時期	原則として2023年9月末日迄に交付する。

- * 推薦状にある所属長とは、大学の場合、研究室を主宰される教授「以上」の職位の方を想定しております。
- * 推薦状にある所属機関長とは、大学の場合、専攻長または研究科長「以上」の職位の方を想定しております。
- * 所属機関が変更となった場合についても、同一研究課題での応募回数は2回を上限とします。
- * 申請書類を E-Mail で申請する際、研究助成申請書は「.doc」としてお送りください。推薦状並びに研究論文は「.pdf」でお送りください。
- * 申請書類は、参考主要論文を除き、原則全ページ日本語での記入をお願いいたします。
- * 助成金の交付額は申請額と異なる場合があります。
- * 間接経費（オーバーヘッド、一般管理費）について、助成金額の10%を上限に認めます。
- * 受賞された研究グループ名、代表者名、所属機関、研究内容等、提出いただいた研究の成果については、当財団のホームページで公開します。また、当財団の広報誌、印刷物等に掲載することがあります。
- * 申請書類は、財団助成申請の審査目的以外に使用されることはありません。応募に関する内容は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、適切に取り扱います。
- * 当助成金により遂行された研究成果によって、論文を發表され、出版権や工業所有権を取得されることについて、当財団は一切の制限をしません。但し、当助成によって完成された論文や出版物の末尾に、「サムコ科学技術振興財団の助成金による」旨を記述されることをお願いいたします。
- * 申請書類は、助成の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- * 以下の場合、助成を取消・中止し、既に支給した助成金の返還を求めます。
 - (1) 虚偽の申告または報告があった場合。
 - (2) 研究活動を助成期間内で中止した場合。
 - (3) 研究費使途が申請と異なり不適切であった場合。
 - (4) 当財団の承認を受けず事業計画の全部または一部を変更した場合。
 - (5) 助成金の使途変更に必要な理由がないと当財団が認めた場合。
- * なお、助成金の交付は、贈呈式において理事長より贈呈することを原則としているため、贈呈式には必ず出席してください。